

議案第20号

養父市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

養父市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月27日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市介護保険条例の一部を改正する条例

養父市介護保険条例（平成16年養父市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「31,500円」を「25,200円」に改め、同条第3項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「31,500円」を「25,200円」に、「48,300円」を「37,800円」に改め、同条第4項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「31,500円」を「25,200円」に、「65,100円」を「63,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の養父市介護保険条例の規定により課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

議案第20号 養父市介護保険条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 42,000円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 58,800円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 67,200円</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>31,500円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>31,500円</u>」とあるのは、「<u>48,300円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>31,500円</u>」とあるのは、「<u>65,100円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 42,000円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 58,800円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 67,200円</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>25,200円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>25,200円</u>」とあるのは、「<u>37,800円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>25,200円</u>」とあるのは、「<u>63,000円</u>」と読み替えるものとする。</p>